

議案第 28 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

庁用車両における人身事故及び物損事故に伴う損害賠償について、次のとおり和解し、損害賠償の額を定める。

令和 4 年 3 月 28 日提出

亀山市長 櫻井 義之

1 事故の状況

令和 3 年 7 月 2 日午後 3 時 50 分頃、亀山市東丸町地内の公用駐車場から市道東丸 1 号線に進入した際、走行してきた相手方車両に接触し破損させ、相手方を負傷させた。

2 相手方

亀山市在住 個人

3 和解の条件及び損害賠償の額

- (1) 市は、相手方に対し、損害賠償の額 1,735,357 円の支払い義務があることを認め、市議会の議決後に相手方指定の口座へ振り込む。
- (2) 市及び相手方は、損害賠償金以外に何らの債権債務のないことを確認し、互いに何らの請求をしない。

提案理由

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定に基づき議会の議決を求める。